

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる町税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人町民税、国民健康保険税などの税目が対象になります。

（注）7月以降の申請の場合、申請日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税目に限られます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は納期限までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭により確認します。

裏面もご覧ください

申請・提出書類

- ①徴収猶予申請書
 - ②財産収支状況書
 - ③本人確認書類（運転免許証等の写し）
 - ④その他の資料（いずれも写しで可）
 - (1) 事業等に係る収入が減少していることを証する書類
預金通帳、売上帳、給与明細、令和元年分の確定申告書など
 - (2) 一時に納付し又は納入を行うことが困難であることを証する書類
預金通帳、現金出納帳など
- ※申請用紙は八丈町税務課及び各出張所の窓口にあります。
八丈町公式サイトでもダウンロードできます。**

申請方法・問い合わせ先

新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り郵送か eLTAX での申請をお願いいたします。

① 郵送

・提出先

〒100-1498

東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

八丈町役場 税務課 徴収係 宛

電話：04996-2-1122

② eLTAX

・詳細は、地方税共通機構ホームページをご確認ください。

③ 窓口

・八丈町役場 1階 11番カウンター 税務課 徴収係

使用料について

八丈町では、町税猶予の申請と同時に介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料・浄化槽使用料・住宅料など各種料金の猶予申請も併せて受け付けております。